

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

刈谷市長

## 公表日

令和6年4月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	健康増進事業に関する事務								
②事務の内容	健康増進法に基づき、歯周病検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診及びがん検診に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 検診の対象者であるか否かの確認に関する事務 (2) 検診等の実施に関する事務 (3) 検診情報の記録管理等に関する事務								
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
＜選択肢＞									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	統合番号連携システム								
②システムの機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 1 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐付けて管理する機能 ※統合番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 2 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能 3 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能 4 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能 5 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能 6 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能 7 データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能 8 データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能 9 操作者認証(ユーザー認証)・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー	)								



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
健診ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の76の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1) 別表第2における情報照会の根拠 102の2の項 (2) 別表第2における情報提供の根拠 102の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 情報照会の根拠 第50条 (2) 情報提供の根拠 第50条
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉健康部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健診ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進事業に基づく検診等の対象者
その必要性	対象者及び受診・実施者に関する記録の適正な管理を図るため。住民の受診等に関する記録を正確かつ統一的去に行い、住民の健康を増進する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	識別情報: 対象者を正確に特定するため必要 連絡先等情報: 連絡先、住所等 健康診査等の通知書の送付先把握のため必要 医療保険関係情報: 健康診査等対象者の把握のため必要。 健康・医療関係情報: 健康診査等対象者の受診結果の把握・管理のため必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	福祉健康部健康推進課 ・ 次世代育成部子育て支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="radio"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、国保年金課、税務課 ) <input type="radio"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="radio"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input checked="" type="radio"/> 民間事業者 ( 刈谷市内医療機関及び歯科医療機関 ) <input type="radio"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="radio"/> 紙 <input type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="radio"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 電子メール <input type="radio"/> 専用線 <input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム <input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	健康増進事業に基づく健康診査等対象者を正確に把握し、管理するため	
④使用の主体	使用部署	福祉健康部健康推進課 ・ 次世代育成部子育て支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	健康増進法に基づく健康診査、各種がん検診等の実施事務(対象者の抽出、通知、結果の管理)	
情報の突合	氏名、生年月日、個人コード、連絡先などにより本人を検索し、業務関連情報、受診票発行履歴を確認する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	地域健康支援システムの開発・運用・保守	
①委託内容	地域健康支援システムの開発・運用・保守に関すること	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	トーテックアメニティ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





## （別添1）特定個人情報ファイル記録項目

### 【個人情報】

1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. カナ氏名、4. 漢字氏名、5. 通称カナ氏名、6. 通称氏名、7. 生年月日、8. 性別、9. 続柄、10. 異動事由、11. 異動日、12. 異動届出日、13. 住民になった事由、14. 住民になった異動日、15. 住民になった届出日、16. 住民でなくなった事由、17. 住民でなくなった異動日、18. 住民でなくなった届出日、19. 住民区分、20. 国籍、21. 転入前住所、22. 転出後住所、23. 郵便番号、24. 住所、25. 方書、26. DV情報、27. 国保資格情報、28. 個人及び世帯課税情報、29. 個人番号

### 【肺がん検診（一次）】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 検診方式、5. 実施医療機関、6. 喫煙指数、7. 胸部エックス線判定、8. 喀痰容器配布の有無、9. 喀痰細胞診判定、10. 総合指導区分、11. 受診番号、12. 電話番号、13. ハイリスク者かどうか、14. 取り込み連番、15. 取り込み日

### 【肺がん検診（精検）】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 実施医療機関、5. 検査結果、6. 組織型、7. 病期、8. 部位、9. 直接撮影実施の有無、10. CT実施の有無、11. 喀痰検査実施の有無、12. 細胞診実施の有無、13. 組織診実施の有無、14. 肺針生検法実施の有無、15. その他の検査実施の有無、16. 処置方針、17. 備考、18. 精検受診の有無の聞き取りメモ

### 【乳がん検診（一次）】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 検診方式、5. 実施医療機関、6. マンモグラフィ判定、7. 超音波所見、8. 超音波判定、9. 総合指導区分、10. 受診番号、11. 無料クーポン利用の有無、12. 電話番号、13. 取り込み連番、14. 取り込み日

### 【乳がん検診（精検）】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 実施医療機関、5. 検査結果、6. 組織型、7. 病期、8. マンモグラフィ実施の有無、9. 超音波実施の有無、10. 細胞診実施の有無、11. 組織診実施の有無、12. 処置方針、13. 備考、14. 精検受診の有無の聞き取りメモ

### 【胃がん検診（一次）】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 検診方式、5. 実施医療機関、6. 総合指導区分、7. X線判定結果、8. 内視鏡判定結果、9. 内視鏡生検受診の有無、10. 受診番号、11. 電話番号、12. 取り込み連番、13. 取り込み日

### 【胃がん検診（精検）】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 実施医療機関、5. 検査結果、6. 内視鏡検査実施の有無、7. 生検実施の有無、8. 直接X線撮影実施の有無、9. 処置方針、10. 備考、11. 精検受診の有無の聞き取りメモ

### 【子宮がん検診（一次）】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 検診方式、5. 実施医療機関、6. 検体の適否、7. 頸部ベセスダ判定、8. 頸部クラス判定、9. 体部判定、10. 総合指導区分、11. 無料クーポン利用の有無、12. 体部検査実施の有無、13. 電話番号、14. 取り込み連番、15. 取り込み日、16. 妊婦健診での子宮がん検診かどうか

### 【子宮がん検診（精検）】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 実施医療機関、5. コルポスコープ実施の有無、6. 細胞診実施の有無、7. 組織診実施の有無、8. HPV-DNAテスト実施の有無、9. その他の検査方法・内容、10. 検査結果、11. 扁平上皮病変の程度、12. 腺上皮病変の有無、13. 頸がん組織型、14. 頸がん進行期、15. 体がん組織型、16. 体がん進行期、17. 処置方針、18. 備考、19. 精検受診の有無の聞き取りメモ

### 【大腸がん検診（一次）】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 検診方式、5. 実施医療機関、6. 便潜血反応1日目、7. 便潜血反応2日目、8. 総合指導区分、9. 受診番号、10. 電話番号、11. 2本目提出日（別日の場合）、12. 取り込み日

### 【大腸がん検診（精検）】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 実施医療機関、5. 診断結果、6. 異常所見の診断名、7. 全大腸内視鏡検査実施の有無、8. 大腸CT検査実施の有無、9. S状結腸内視鏡検査実施の有無、10. 注腸X線検査実施の有無、11. 生検実施の有無、12. 異常所見の処置方針、13. 備考、14. 精検受診の有無の聞き取りメモ

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【肝炎ウイルス検診(一次)】 ※精検情報はありませぬ

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 検診方式、5. 実施医療機関、6. B型判定結果(HBs抗原)、7. C型判定理由、8. C型検査理由、9. HCV抗体、10. HCV抗原、11. 取り込み日

### 【骨粗鬆症検診(一次)】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 検診方式、5. 実施医療機関、6. DXA検査骨量値、7. DXA検査測定部位、8. エックス線検査骨量値、9. エックス線検査判定、10. CT検査骨量値、11. CT検査判定、12. 超音波検査骨量値、13. 超音波検査判定、14. 総合指導区分、15. 同年平均、16. 最高平均、17. アキレススティフィネス、18. 電話番号、19. 骨密度

### 【骨粗鬆症検診(精検)】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 実施医療機関、5. 精密検査結果

### 【歯周疾患検診(一次)】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 検診方式、5. 実施医療機関、6. 健全歯数、7. 未処置歯数、8. 処置歯数、9. 現在歯数、10. 要補綴歯数、11. 欠損補綴歯数、12. 歯肉出血BOP、13. 歯周ポケットPD、14. 口腔清掃状態、15. 歯石の付着、16. その他の所見(歯列咬合、顎関節、粘膜)、17. 総合指導区分、18. 要指導内容、19. 要精密検査内容、20. 歯の健康づくり得点、21. 口腔粘膜などの異常の有無、22. 歯周組織などの異常の有無(X線骨吸)、23. 骨粗鬆症の疑いの有無(X線)、24. 紹介状発行状況、25. 補綴不要欠損歯数、26. パノラマ撮影の有無、27. 取り込み連番、28. 取り込み日

### 【歯周疾患検診(精検)】

1. 受診年度、2. 受診日、3. 年齢、4. 実施医療機関、5. 精密検査結果

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健診ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 氏名等を確認し、対象者以外の情報を入手しないように努めている。対象者以外の情報が含まれていた場合には、返却又は本来の提出先への回送処理等を行っている。 2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 定められた仕様、帳票・データ様式に基づき入手するため、必要な情報以外は入手しないように努めている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 地域健康支援システムの端末は、権限を与えられたもののみが指紋による認証をした後に操作できる。 2 地域健康支援システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	健診情報を管理するデータベースと、住民情報を管理するデータベースを切り離して管理しており、データベース間の相互のアクセスができないようになっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 対象業務システムを利用する端末は、指紋による認証を行っている。 2 対象業務システムを利用する職員を特定し、職員ごとに利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。
その他の措置の内容	スクリーンセーバを利用し、長時間にわたり情報を表示しない様にしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 窓口業務端末に、斜視防止フィルタ等を使用し、来庁者から見えないように設置する。 2 特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ、不要となった際はマスキング処理をし速やかに破棄する。	

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** [ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	外部委託業者に発注する場合は、委託契約書に業務上知り得た秘密の公開の禁止を明記するとともに、目的外使用及び第三者への提供を禁止している。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を原則禁止とし、やむを得ず再委託をする必要がある場合に限り、市の承諾を得て再委託ができることとしている。なお、許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付ける。		
その他の措置の内容	事故が発生したときは、直ちに報告させるようにしている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 特定個人情報ファイルの取扱いの記録  
 特定個人情報ファイルの受け渡しや廃棄の日にかや方法について、随時確認・記録を行う。

**5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** [ ] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	提供は、番号法に定められた事項にのみ行う。移転は、データ利用申請を求め、法的根拠が明らかの場合のみ行う。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバーと統合番号連携システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。</p>			

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>1 評価書の記載内容通りの運用ができていないかについて、年1回点検を行う。</p> <p>2 職員に対して、情報セキュリティに関する教育を実施する。</p>
10. その他のリスク対策	
—	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター) 電話番号 0566-23-9559
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター) 電話番号 0566-23-9559
②対応方法	問合せの受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月12日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

